

野田市太陽光発電設備の適正な設置  
等に関する条例施行規則の一部を改正  
する規則をここに公布する。

令和5年11月16日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 4 4 号

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（平成 3 1 年野  
田市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関  
する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置  
法」に、「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 4 項」に改め、同表の 1 0 の項中「電  
気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」  
を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に改  
める。

別表第 2 関連法令等の遵守の項中

「

電気事業者による再生可能エ ネルギー電気の調達に関する 特別措置法	電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法の事 業計画認定（設備認定）及び電力会社 との系統連系に関する協議が進められ、 事業を行うことに支障がないこと。
---	--

」

を

「

再生可能エネルギー電気の利 用の促進に関する特別措置法	再生可能エネルギー電気の利用の促 進に関する特別措置法の事業計画認定 （設備認定）及び電力会社との系統連 系に関する協議が進められ、事業を行 うことに支障がないこと。
--------------------------------	---

」

に改める。

別表第3 廃棄に要する費用の確保に関する報告の項中

「

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号の規定により経済産業大臣に再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用定期報告を提出したときは、速やかに当該報告の写し並びに当該報告における撤去及び処分費用に係る積立金の額の算定の基礎となる資料を市長に提出すること。

」

を

「

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号の規定により経済産業大臣に太陽光発電設備の運転に要する費用に関する情報の提供をしたときは、その日から起算して10日以内に、当該情報の写しを市長に提出すること。

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。